

学校だより 5月号

ならに



生命のしづきがはねてるよ 火をふいて 未来だ
ともだち地球の みんなの祈りが打ちあげて

令和8年4月30日
<http://www.city.funabashi.chiba.jp/gakkou/0001/narani-e/index.html>

Tel 047-465-2199

Fax 047-465-2140

**【教育目標】 自ら学び心豊かでたくましく生きる子どもの育成
すすんで学ぶ子・おもいやりのある子・たくましい子**

校長 杉水 純子

新しい学級にも慣れ、子供たちの元気な声が薫風とともに校庭に響いています。保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動へ温かいご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、子供たちが安心して健やかに成長するために、よく「寄り添うことが大切だ」と言われます。しかし、この「寄り添う」という言葉、具体的にどうすることなのか、悩まれることはありませんか。以前、ある方からこんなお話を伺いました。

「子供に寄り添っているつもりなのに、うまくいかない」と悩む親御さんがいました。お話を詳しく聞くと、「こうしたら？」と助言したり、「大丈夫！」と励ましたりしていたそうです。

しかし、辞書で『寄り添う』を引くと、そこにあるのは「ぴったりとそばへ寄り」「気持ちを察する」「共感する」という言葉。「助言や励まし」とは書かれていなかったのです。

私たちはつい、子供が困っていると「力になりたい」という一心で、解決策を教えたり、目の前のハードルを取り除いてあげたりしたくなります。しかし、本当に大切なのは「自分を理解し、受け入れてくれる人がすぐそばにいる」とお子さんが実感できることではないでしょうか。

わがままを全て許すことではなく、ただ、そばにいる。そして、お子さんが安心して一歩前へ踏み出そうとする「その瞬間」を、じっと見守る。その時が来たら、優しく背中を押してあげる。

そうすることで、子供たちは自分自身の力でハードルを乗り越える術を学んでいくのだと思います。大人の役割は、ハードルを全て消し去ることではなく、子供の成長段階に合わせて「乗り越え方」を一緒に考えていく伴走者であることなのかもしれません。

子供たちの輝く笑顔のために、私たち教職員一同、一人一人の歩みにじっくりと寄り添い、日々の教育活動に励んでまいります。保護者の皆様におかれましては、引き続き温かいご支援と、お子さんの成長を共に見守るパートナーとして歩んでいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

★ 千葉県スクールカウンセラー ★

千葉県スクールカウンセラーの加瀬みずき先生が着任しました。相談を希望される方は学校までご連絡ください。相談日や申込用紙は学校ホームページに掲載しております。

★ お引越しをする時のお願い ★

書類の作成が必要ですので、お引っ越しが決まった段階で必ず学校に連絡をお願いします。特に、学区外から本校に通学（学区外通学）を希望する場合は、お引っ越しの前に学校と話し合いをする必要がありますので、ご協力をお願いします。

※教育委員会に学区外通学の申請に行っても、学校との話し合いが済んでいないと認められません。2度手間になり、ご迷惑をおかけしますので、必ず事前に連絡をお願いいたします。

★ 携帯電話・GPSのお願い ★

本校では、携帯電話の校内持ち込みを禁止しています（昨年度まではGPSの持ち込みも面談をしていましたが、今年度からは不要とします）。理由は、市内で携帯電話を使った大きないじめが発生しているからです。どうしても携帯電話を校内に持ち込みたい場合は、校長と面談の上、可否を決定しますので、担任までご相談ください。面談をせずに、勝手に校内に携帯電話を持ち込むことのないよう、よろしくお願いいたします。

すでに許可しているご家庭は2度目の面談は必要ありませんが、紙面での確認をしていますので、担任までご連絡ください。

※市内で携帯電話によるトラブルがかなりの頻度で発生しています。携帯電話を持たせる場合はご家庭の責任において判断し、トラブルについてはご家庭での対応となります。

★ 学校職員が対応できる時間 ★

職員の出勤時間は、午前8時15分から午後4時45分までです。これ以外の時間は担任が対応できない場合があります。土曜日・日曜日・祝祭日は職員もお休みです。また、学校の電話がつながるのは平日の午前8時00分から午後5時まで（水曜日と長期休み期間は午後16時45分まで）となっています。ご理解ご協力をお願いします。緊急の連絡については、児童の事故については保健体育課436-2876。その他の緊急の連絡については、学務課436-2855までお願いいたします。

★ 学校運営協議会の開催 ★

学校運営や必要な支援に関する協議を行う学校運営協議会が行われます。

第一回は5月26日（火）10時15分ごろより開催いたします。希望すれば傍聴することも可能ですので希望される場合は学校までご連絡ください。

★ 就学援助について ★

「就学援助制度」は、経済的な理由により学校で必要となる諸経費についてお困りの保護者に対して、その一部を援助する制度です。認定者は校外活動費等の補助や給食費の免除（中学校）が受けられます（但し、学校徴収金は納付が必要です）。申請を希望する方は、学校・教育委員会学務課・船橋駅前総合窓口センターにある「令和8年度就学援助 申請書 兼 同意書」（市ホームページからもダウンロード可）を記入し必要書類を添付して、学校へ提出してください。会社都合での解雇や傷病による失業・休業（自己都合理由は対象外）により収入が減少する見込みの場合は、学務課までお問い合わせください。

就学援助制度について：学務課 436 - 2852 学校給食費について：保健体育課 436 - 2418

市ホームページ <https://www.city.funabashi.lg.jp/kodomo/teate/005/p008693.html>

※船橋市外から通学されている方は、住所地の教育委員会就学援助担当課へお問い合わせください。

★ 合理的配慮の提供 ★

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行により、「障害者に対して不当な差別的取扱いを行うこと」が禁止されると共に、国・地方公共団体（公立学校を含む）において合理的配慮の提供が義務となっております。学校においては、障害のある児童生徒が円滑に学校生活を送ることができるよう、個々の教育的ニーズに応じた教育の充実に努めて参ります。「合理的配慮の提供」についてご質問、ご要望がある場合は、学校（担任）までご相談ください。

「合理的配慮の提供について」

1 障害者差別解消法とは

平成25年6月19日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。これにより、平成28年4月1日から、公立学校では、障害者に対して、障害を理由とする差別が禁止されるとともに、合理的配慮の提供が義務となります。

2 合理的配慮とは

「合理的配慮」とは、障害のある子どもが他の子どもと平等に勉強や学校生活を送ることができるように、次の3つがあげられます。

- ①学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
- ②障害のある子ども一人一人に応じて、個別に必要とされるもの
- ③実施できる人がいること、また金銭的に提供が難しくないもの

3 学校における合理的配慮例

【学校における合理的配慮の例】

(1) 肢体不自由のAさん

【状態】両足にまひがあり、車いす使用。エレベーターの設置が困難。

- 教室を1階に配置。
- 車いすの目線に合わせた掲示物等の配置。
- 車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消。

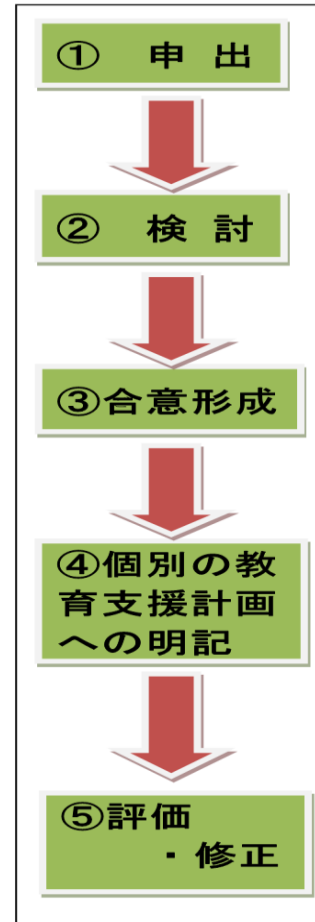
(2) 聴覚過敏があるBさん

【状態】大きな音が苦手、イヤーマフや耳栓等で調節している。

- 運動会はピストルではなく、ホイッスルを使用する。



4 合理的配慮提供までの流れ



- ①障害者差別解消法においては、合理的配慮の提供について、本人や保護者から申出（意思の表明）を行います。
- ②「過度の負担かどうか」「実施可能かどうか」を学校等が、代替りの案はないかどうかも含めて、一人一人について考えます。
- ③合理的配慮の決定については、本人・保護者と話し合いながら行います。
- ④決定された合理的配慮については、個別の教育支援計画に記入します。また、個別の指導計画にも活用していきます。さらに、進学するときには、次の学校に引継ぎます。
- ⑤校内委員会等で定期的に評価し、再度、本人・保護者と話し合いながらよりよいものに修正していきます。

【今月の予定】			今月の生活目標：規則正しい生活をしよう		
日	曜	主な行事	日	曜	主な行事
1	金	全校朝会 1年生を迎える会 全校徒歩遠足	18	月	教育相談日 内科検診（1年）
7	木	体力テスト実施期間 心電図検査（1・4年）	20	水	千教研
			21	木	歯科健診（3・4年・青空）
12	火	交通安全教室（1・4年）	25	月	内科検診（4・5年）
13	水	おもいっきりタイム クラブ活動	26	火	学校運営協議会 尿検査③
14	木	尿検査回収② 内科検診（2・3・6年・青空・虹）	28	木	月曜日課 耳鼻科検診（1・6年）
スクールカウンセラー来校日 11日（月）、14日（木）、18日（月） 25日（月）			千葉県スクールカウンセラー来校日 14日（木） 28日（木）		

様々な事情により、変更になる場合があります。